

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和50年9月1日から同年10月1日までの期間は旧農林漁業団体職員共済組合法第18条第5項本文の規定により、年金額の計算の基礎となる組合員期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日を同年8月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月25日から同年10月1日まで
昭和50年8月25日からA組合（現在は、B組合）に勤務していたが、農林漁業団体職員共済組合から送られてきた組合員期間証明書では、同年10月1日から加入している記録になっているので、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合の組合員として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B組合から提出されたA組合の人事記録、健康保険及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において、同組合に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A組合の元総務担当者は、「正職員は、採用と同時に農林共済年金、健康保険及び雇用保険にセットで加入させていた。給与から健康保険と雇用保険の保険料を控除して、農林共済年金の掛金を控除しないことは考えられない。」と証言している上、申立人と同様に昭和50年8月25日に同組合に採用され、申立期間に農林漁業団体職員共済組合の加入期間の記録が無い同僚から提出された同年9月分と推認される給与明細書により、当該同僚は農

林漁業団体職員共済組合の掛金が控除されていることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間に係る同共済組合の掛金を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の農林漁業団体職員共済組合の組合員資格を取得した時の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の農林漁業団体による納付義務の履行については、B組合は、掛金を納付したか否かについては不明としているが、農林漁業団体職員共済組合に、申立人が昭和50年9月1日に資格取得したとする組合員資格取得届（申立人の資格取得日は、昭和50年8月25日から同年9月1日に訂正され、52年11月30日に届出されている。）が保管されていることから、同共済組合は、申立人に係る同年8月及び同年9月（昭和50年9月1日から同年10月1日までは、掛金徴収権が時効となっている。）の掛金の納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛国民年金 事案 620 (事案 122、360、442 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 4 月まで

申立期間については、平成 20 年 4 月 14 日付け総評第 13 号、同年 10 月 30 日付け愛媛相第 75 号及び 21 年 3 月 26 日付け愛媛相第 25 号において国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない旨の通知を受け取っているが、今回、申立てを行うに当たり、再申立てを行う主旨について記載した文書及び新たな資料として「65 歳になられたみなさんへ（平成 4 年 3 月作成）」という社会保険業務センター（当時）から送付された冊子が入っていた封筒を提出する。当該封筒には、「平成 4 年 8 月 3 日年金を頂時が来ました。64 歳」と私自身が記載したメモ書きがあり、このことを契機として、年金記録が無いことが分かり、この頃に初めて役場に相談に行ったことを思い出した。

これまでの 3 回の申立てと今回提出した資料を併せて再度精査し、申立期間に係る年金の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料が無く、申立期間は未加入期間で保険料を納付することができなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 4 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、新たな資料として 3 人の証言文を提出したものの、当該期間の保険料を納付していることを裏付けるものとは言い難いなどとして、平成 20 年 10 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする

通知が行われている。

さらに、前回、申立人から国民年金保険料納付を示す資料として、新たに申立人が当時備忘録的にメモ書きしていたとする、①「国民年金に任意で加入し、昭和 36 年から 3 か月に 1 回払っている。」旨のメモ書きをした昭和 43 年*月に亡くなった義父の会葬御礼のはがき、②同年 9 月頃に保険料額等をメモ書きした銀行の封筒、③「申立人の氏名、36 年より 1 か月 150 円 3 か月分役場に払いに行った。」と書かれた 43 年 11 月頃の亡夫の勤務先の給料袋、④「申立人氏名（中略）36 年より払っていた（中略）事務長より証明を頂いてきた。」旨のメモ書きをした 47 年 2 月の亡夫の勤務先の給料袋、⑤「昭和 48 年 2 月になっても免状は送ってきません。（中略）役場に 3 か月に 1 度払っています。」旨のメモ書きをした 48 年 2 月の亡夫の勤務先の給料袋、⑥「私は 36 年より国民年金を掛けています。（略）」旨のメモ書きをした申立人の長女の結納（昭和 47 年）時の目録、⑦「57. 4. *日退職（中略）病院、保管すること（中略）年金手帳 2 通を入れてあり。」旨メモ書きした 57 年当時の社会保険事務所（当時）の封筒及び⑧「（略）48 年まで掛けました（略）。」旨のメモ書きした国民年金手帳、が提出されたが、上記の提出資料については、古くても 43 年以降に存在しているものであり、それぞれの資料に記載されたメモ書きが同年 9 月以降に申立人により記載されたものと推認されるところ、申立人が提出した会葬御礼のはがき、長女の結納目録等の資料に、申立人が 36 年からの保険料を納付している旨を備忘録的にメモ書きする必然性が見当たらない上、それぞれの提出資料のメモ書きの内容等を見ると、いずれの資料においても、申立人がメモ書きをした時期を特定することができず、納付日等の具体的な納付状況が記載されていない上、申立人が提出した 43 年 9 月頃に保険料額等をメモ書きした銀行の封筒に記載している金額について、申立人は当時の 2 か月分の保険料と説明しているところ、当時の保険料額とは大きく乖離^{かいり}しているなど、メモ書きに不自然な点が見受けられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、今までの申立てに係る経緯を記載した「再申立てを行う主旨」及び新たな資料として「平成 4 年 8 月 3 日年金を頂時が来ました。64 歳」と申立人自身がメモ書きした社会保険業務センターから送付された冊子「65 歳になられたみなさんへ（平成 4 年 3 月作成）」が入れられていた封筒が提出されたが、いずれの資料も申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを裏付けるものとは言い難く、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月1日から同年12月10日まで
② 昭和34年4月26日から35年4月26日まで
③ 昭和35年6月10日から36年8月26日まで

日本年金機構から通知があり、申立期間に勤務した事業所に係る被保険者期間について、脱退手当金を支給した記録になっていることが分かった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所には、脱退手当金の支給額、裁定年月日及び支給年月日が記載された申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されており、それらの記載はオンライン記録と一致している上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和36年12月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月10日から11年3月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、平成11年3月1日となっているが、10年5月10日から勤務していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で厚生年金保険被保険者資格を取得する以前から勤務していたことは、時期は特定できないものの、事業主、事務員及び同僚の証言により推認できる。

しかしながら、A社の事業主は、「申立人は、申立期間当時、臨時期間限定雇用であり、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。申立人については、平成11年3月に当社からB社に派遣した頃に厚生年金保険に加入させた。」と述べている上、申立期間当時、同社で社会保険事務を担当していた事務員は、「正社員については3か月ぐらい、パート社員には2週間ぐらいの見習期間があり、見習期間の長短は社長が決定していた。申立人は、申立期間当時は臨時期間限定雇用で厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。当時の資料は無いので断定できないが、申立人の厚生年金保険の加入期間に間違いはないと思う。」と述べており、同社は、申立期間において申立人を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人を記憶しているとする同僚二人は、「申立人がA社に勤務していたことは覚えているものの、申立人が同社にいつ入社したか、厚生年金保険に加入して保険料を納付していたかどうかは不明である。」旨述べており、厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない上、A社は、

申立期間当時における厚生年金保険料の控除について確認できる資料は残っていないとしており、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月1日から26年6月20日まで
② 昭和26年11月10日から28年5月1日まで

A社に勤務した期間について、脱退手当金を支給した記録になっているという確認はがきが届いたが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給年月日、支給金額等が記載されており、それらの記載はオンライン記録と一致している上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和28年7月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。